

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事の請負業者（以下「業者」という。）の格付の方法及び基準について必要な事項を定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付の対象となる業者は、当該年度の入札参加資格審査申請書を提出し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する許可を受けている業者とする。

(格付の方法)

第3条 格付は、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の評価数値（以下「客観点数」という。）及び過去2年度の工事成績評定点（工事が2以上あるときは平均値とし、小数点以下は切り捨てる。）を別表第1に当てはめて算出した評価数値（以下「主観点数」という。）を合算した点数（以下「総合点数」という。）により行い、建設工事の種類ごとに定めるものとする。

2 格付は、隔年ごとに実施するものとする。ただし、当該格付の実施後に入札参加資格審査申請書が提出されたときは、その都度実施するものとする。

(格付基準)

第4条 格付の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(格付の有効期間)

第5条 格付の有効期間は、格付を実施した日の属する年の4月1日から2年を経過する日までとする。ただし、第3条第2項ただし書の規定により実施する格付の有効期間については、当該格付を実施した日からこの条本文に規定する期間の末日までとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日訓令第3号）

- 1 この訓令は、令和2年1月6日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和2年4月1日以降に有効期間が始まる格付について適用し、令和2年3月31日以前に有効期間が始まる格付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月11日訓令第1号）

- 1 この訓令は、令和4年1月11日から施行する。

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和4年4月1日以後に有効期間が始まる格付について適用し、同年3月31日以前に有効期間が始まる格付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

総合点数＝客観点数＋主観点数

工事成績評定	85点以上	84点～75点	74点～65点	64点～60点	59点～50点	49点～40点	39点以下
評価数値	50点	30点	10点	0点	-10点	-30点	-50点

別表第2（第4条関係）

格付基準

建設工事の種類	等級	総合点数
1 土木工事、舗装工事	A	1,200点以上
	B	700点以上1,200点未満
	C	700点未満
2 建築工事	A	1,000点以上
	B	700点以上1,000点未満
	C	700点未満
3 上記以外の工事	A	1,300点以上
	B	650点以上1,300点未満
	C	650点未満